

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号

実用新案登録第3134144号
(U3134144)

(45) 発行日 平成19年8月9日(2007.8.9)

(24) 登録日 平成19年7月18日(2007.7.18)

(51) Int. Cl.

A 4 7 K 13/24 (2006.01)
E O 3 D 9/00 (2006.01)

F I

A 4 7 K 13/24
E O 3 D 9/00 Z

評価書の請求 未請求 請求項の数 5 O L (全 10 頁)

(21) 出願番号 実願2007-420 (U2007-420)
 (22) 出願日 平成19年1月29日(2007.1.29)
 (31) 優先権主張番号 実願2006-9237 (U2006-9237)
 (32) 優先日 平成18年11月13日(2006.11.13)
 (33) 優先権主張国 日本国(JP)

(73) 実用新案権者 506380374
 小林 ▲寛▼重
 千葉県浦安市日の出1丁目3番22-40
 5号海風の街
 (74) 代理人 100105315
 弁理士 伊藤 温
 (72) 考案者 小林 ▲寛▼重
 千葉県浦安市日の出1丁目3番22-40
 5号海風の街

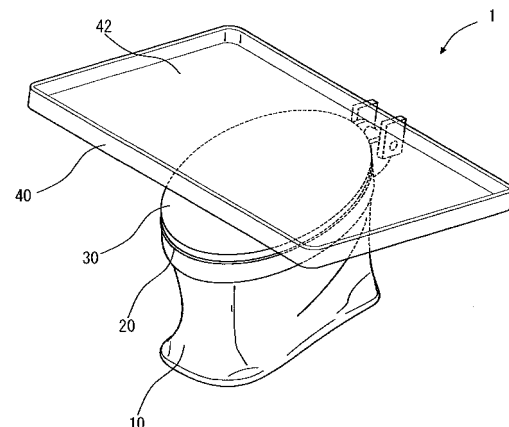
(54) 【考案の名称】 物品搭載用蓋及び物品搭載用蓋を備えた洋式便器

(57) 【要約】

【課題】 特別なスペースを設ける必要がなく、美観を損ねることもない、トイレ室を多機能空間(例えば更衣室)として機能させ得る手段の提供。

【解決手段】 便蓋及び便座を有する洋式便器に取り付けるための物品搭載用蓋であって、前記便蓋上に開閉可能に取り付け可能な、ユニバーサルデザインに適合した物品搭載用蓋。

【選択図】 図1



【実用新案登録請求の範囲】**【請求項 1】**

便蓋及び便座を有する洋式便器に取り付けるための物品搭載用蓋であって、前記便蓋上に開閉可能に取り付け可能な、平面状、凹面状若しくは波状又はこれらの組み合わせに係る形状をその表面に有する、物置台としての物品搭載用蓋。

【請求項 2】

前記蓋の物品搭載面の外縁に突起部を更に有する、請求項 1 記載の物品搭載用蓋。

【請求項 3】

情報媒体を固定可能な枠体を裏面側に有する、請求項 1 又は 2 記載の物品搭載用蓋。

【請求項 4】

前記洋式便器に対して着脱可能なタイプ又は固定的なタイプである、請求項 1 ~ 3 のいずれか一項記載の物品搭載用蓋。

【請求項 5】

便蓋及び便座を有する洋式便器において、請求項 1 ~ 4 のいずれか一項記載の物品搭載用蓋を、前記便蓋上に開閉可能に備えた洋式便器。

【考案の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本考案は、公衆トイレ等のトイレ室を多機能空間（例えば、更衣室や手荷物置き場）として機能させ得る、ユニバーサルデザインにも適合した洋式便器に関するものである。

【背景技術】**【0002】**

現代の都市生活者にとって、時と場所に合わせて、その場所にあった着こなし、その場にふさわしい身なりをすることは、洗練されたライフスタイルである。一日のスケジュールの中で、カジュアルウェアからビジネスウェアに、更にはドレスアップ・フォーマルウェアへの変身を上手に行うことで、またはカジュアルウェアからスポーツウェアに着替えることで、本人の好イメージが演出でき、あるいはその日の活動の幅に広がりが出る。そこで、外出先で人の目を気にせずに衣服を着替えたり、旅行かばんの中身を入れ替えたりするための更衣室が必要となる。ところが現実には、駅・公園・学校・オフィス等の公共の場において、ないしはホテル・レストラン・劇場等の行楽の場においても、更衣室が施設内に設置されていることは極めて稀なケースである。更衣室の設置は、施設所有者側にとっては、レイアウト上の制約・建設コストの増加・保安上の懸念等の諸事情があるため、その必要性は認識されていても、結果的に設置が見送られることが多い。そのため、公共施設における更衣室の普及は遅々として進まず、必要な場合は通常やむを得ず、公衆トイレが更衣室の代替として使用されている。

【0003】

ここで、公衆トイレが更衣室の代替として使用する際は、着替えや荷物を清潔な状態で且つ安定して置く場所の確保が非常に難しい。トイレの床や便器の上に着替えや荷物を置くことは先ず論外である。一般的には、公衆トイレを更衣室として使用する場合、当該利用者は、便蓋を閉じて便蓋の上面（上蓋）を物置台として使用している。

【0004】

しかしながら、便器の上蓋を物置台として使用するに際しては、大別して以下の二点の問題がある。第一に、便器の上蓋は、汚れや臭いの残留イメージによる不潔感が拭えず、荷物置き場として適しているとはいえない点である。便器の上蓋は、便器本体に密着すること、上蓋に尿や痰等の排泄物が付着することが懸念されること、便器から糞尿臭が移ることが懸念されること、上蓋に靴等の汚物をのせることが懸念されること等の理由によって不潔感を払拭することは難しい。すなわち、便器の上蓋を荷物置き場に使用することは、清潔さが保てず、非衛生的である。第二に、便蓋の形状・強度・サイズ等は、単に便器のカバーとしての機能や外観のみが考慮され設定されているため、当該用途には一般には適合していない点である。例えば、見た目がシンプルで清潔な感じがするということもあ

10

20

30

40

50

って、便蓋の上面にはやや曲面を有して柔らかい感覚のデザインが施される結果、便蓋の表面はつるつるした平滑な面になっているのが通常である。そのため、便蓋の上面は非常に滑りやすく、便蓋の上に物品を置くには大変不便である。また、サイズの的にも、基本的には便器本体を覆う程度の、物品を置くに適した大きさでは必ずしもない。

【0005】

このような状況下、公衆トイレを更衣室として利用しやすくするための従来技術として、トイレ室に収納式更衣台を設置する等の技術が提案されている。

【特許文献1】特開平8-280583

【考案の開示】

【考案が解決しようとする課題】

10

【0006】

しかしながら、特許文献1記載の構成では、トイレ室の側面に収納式更衣台を設置する必要があるため、収納式更衣台を開かせるための余計なスペースが必要、トイレ室の美観（トイレ室の各構成部材が有機的一体性をもって織り成す美観）を損ねる、等の別の問題が発生する。

【0007】

特に後者との関連では、近年、製品開発や様々な環境の構築において、「ユニバーサルデザイン」という概念が提唱されている。ここで、「ユニバーサルデザイン」とは、「できるだけ多くの人が利用可能であるように製品、建物、空間をデザインすること」と定義されている設計思想であり、この「ユニバーサルデザイン」の観点から重要な原則は、誰にでも公平に使用できること、使い方が簡単で直感的にわかること、必要な情報がすぐに理解できること、等である。この「ユニバーサルデザイン」は、特に、公衆トイレ等の公共施設において社会的に求められるようになっている。

20

【0008】

そこで、本考案は、特別なスペースを設ける必要がなく、美観を損ねることもなく、更にはユニバーサルデザインにも適合した、トイレ室を多機能空間（例えば更衣室）として機能させ得る手段を提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0009】

本考案(1)は、便蓋(便蓋30)及び便座(便座20)を有する洋式便器(洋式便器1)に取り付けるための物品搭載用蓋(物品搭載用蓋40)であって、前記便蓋(便蓋30)上に開閉可能に取り付け可能な、平面状、凹面状若しくは波状又はこれらの組み合わせに係る形状をその表面に有する、物置台としての物品搭載用蓋(物品搭載用蓋40)である。

30

【0010】

本考案(2)は、前記蓋の物品搭載面の外縁に突起部(物品落下防止手段42)を更に有する、請求項1記載の物品搭載用蓋(物品搭載用蓋40)である。

【0011】

本考案(3)は、情報媒体を固定可能な枠体(情報媒体固定手段44)を裏面側に有する、請求項1又は2記載の物品搭載用蓋(物品搭載用蓋40)である。

40

【0012】

本考案(4)は、前記洋式便器(洋式便器1)に対して着脱可能なタイプ又は固定的なタイプである、請求項1～3のいずれか一項記載の物品搭載用蓋(物品搭載用蓋40)である。

【0013】

本考案(5)は、便蓋(便蓋30)及び便座(便座20)を有する洋式便器(洋式便器1)において、請求項1～4のいずれか一項記載の物品搭載用蓋(物品搭載用蓋40)を、前記便蓋(便蓋30)上に開閉可能に備えた洋式便器(洋式便器1)である。

【0014】

ここで、本実用新案登録請求の範囲及び本明細書における各用語の意義について説明す

50

る。「物品」とは、有体物一切を指し特に限定されず、例えば、洋服や荷物を挙げることができる。「物品搭載用蓋」の「蓋」とは、閉蓋状態にある便蓋（便器が不使用状態）の少なくとも一部を被覆する機能を有する限り、形状・大きさ・材質等は特に限定されず、例えば、便蓋のすべてを覆うような蓋（便蓋と同等の大きさの蓋のみならず、より幅広い蓋トイレ室の横幅を最大限に使用する横長の蓋をも含む）であっても、一部しか覆わないような蓋であってもよい。更にその表面形状は、平面状、凹面状若しくは波状又はこれらの組み合わせに係る形状のみであっても、更に凹部や、凸部、波状部等を有していてもよい。尚、その表面が滑り止め機能を有していてもよい。例えば、その表面に滑り止め加工を施したり、表面形状として波状を選択したり（一部又は全部の表面形状として）、外縁に突起部を形成させたりすることを挙げることができる。「突起部」とは、前記蓋の物品搭載面の外縁にあり、当該蓋の上に物品を搭載したものが落下しないような、物品落下防止手段として機能するものであればその形状・大きさ・材質等は特に限定されず、例えば、周縁部を中央領域よりも高く形成するよう構成されているものが挙げられる。「着脱可能なタイプ」とは、工具を用いず又は用いることにより、また、取付用具（ネジ、金具等）を用いず又は用いることにより、洋式便器に取り付け・取り外し可能なタイプを指す。「固定的なタイプ」とは、例えば製造段階で洋式便器に組み込まれるタイプであり、組み込み後は取り外し不能なタイプを指す。

10

【考案の効果】

【0015】

本考案（1）及び（5）によれば、開閉可能な物品搭載用蓋を便蓋上に有するよう構成されているので、トイレ室に収納式更衣台を設置する場合と比較すると、洋式便器の設置スペースを有効に利用した上で美観を損ねることなく更衣室の機能を付加することが可能になるという効果を奏する。また、便蓋上に物品搭載用蓋を更に付加している（二重蓋構造）ので、例えば便蓋を物品搭載用蓋として機能させる場合と比較すると、物品を搭載したことに起因して物品搭載用蓋が仮に破損した場合であっても、便蓋本来の機能（便器を閉蓋するという機能）を損ねる事態を招かないことに加え、非常に重い物品を搭載した場合であっても、物品搭載用蓋の下に存在する便蓋も当該重みに耐える部材として機能し得るので、物品搭載用蓋自身の強度をそれ程高めなくてもよいという効果をも奏する。また、物品搭載用蓋の大きさは任意であるので、大きさを適宜設定することにより、横幅、奥行きのある物品を搭載することが可能となるという効果も奏する。

20

30

【0016】

本考案（2）及び（5）によれば、前記効果に加え、物品搭載面側（上面側）に物品落下防止手段を有するよう構成されているので、物品搭載機能だけでなく搭載された物品の保持機能や落下防止機能をも発揮し得る結果、物品が便器から落下することに起因した当該物品の汚れをより確実に防止することが可能になるという効果を奏する。特に、ピン等の丸身をおびた物品等の落下防止に有効である。

【0017】

本考案（3）及び（5）によれば、前記効果に加え、裏面側に情報媒体固定手段を有するよう構成されているので、情報媒体（例えば広告）のための余計なスペースを設けたり、トイレ室の美観（トイレ室の各構成部材が有機的一体性をもって織り成す美観）を損ねることなく、トイレ室に更なる一機能（情報媒体提供機能）を付加することが可能になるという効果を奏する。

40

【0018】

本考案（4）及び（5）によれば、前記効果に加え、物品搭載用蓋として着脱可能なタイプと固定的なタイプとが存在するよう構成されているので、まず前者に関しては、既存の便器に設置することができる結果、様々な公共施設（駅、デパート、観光地、遊園地等）に存在するトイレ室をただちに多機能空間化させること（普及の迅速化を図ること）が可能であり、後者に関しては、便器本体・便座・便蓋と物品搭載用蓋を全体として調和させトイレ室を多機能空間化させるユニバーサルデザイン設計が可能となることに加え、物品搭載用蓋の盗難を防止することができるという効果をも奏する。

50

【0019】

以上を整理すると、本考案によれば、まず、トイレを更衣室として使用する際には、トイレ内部の空間に、誰でも扱い方が簡単で負担無く、更衣室としての使用に必要な「清潔でかつ十分に広い平面スペースの確保」が可能となる。そして、更衣室としての使用が終了すれば、直ちに本来のトイレに容易に復旧させることも可能である。このことは、ユニバーサルデザインの実現に必須ともいえる条件である。また、更衣室として使用しない際には、物品搭載用蓋は、好適には、壁に平行に・床に垂直に立っている。このことより物品搭載用蓋の清潔さは十分保てる。また、更衣室として使用する際には、物品搭載用蓋は、そのすぐ下に便器の上蓋が便器に覆いかぶさっているので、便器本体との密着は回避される。したがって、この点からも物品搭載用蓋の清潔さ・清潔感が十分保てる。

10

【0020】

以上のように、本考案は、公衆トイレ等のトイレを更衣室対応型とすることによって、トイレ空間の有効活用化・多機能化を可能とし、ひいては公共施設における更衣室の不足を解消する非常に有益な考案である。

【考案を実施するための最良の形態】

【0021】

以下、図面を参照しながら、本考案における最良形態について説明する。尚、本最良形態は、あくまで本考案の便器の一例に過ぎず、当該態様に何ら限定されるものではない。例えば、本最良形態に係る便器は、便器本体に便座と便蓋が取り付けられている構成を採っているが、便座と便蓋が取り付けられているユニットを便器本体に取り付ける態様等も、本考案の技術的範囲に属する。

20

【0022】

図1は、本考案の物品搭載用蓋40を具備した洋式便器1を示した図である。ここで、洋式便器1は、主として、便器本体10、便座20、便蓋30及び物品搭載用蓋40から構成されている。以下、各構成要素を詳述する。尚、物品搭載用蓋40以外の構成要素は、従来技術のそれと同一であり、以下で示す構造等はあくまで一例と理解すべきである。

【0023】

便座20は、便器本体10の開口周縁部上端縁に載置可能な形状・サイズを有すると共に、その後端部には枢着部が形成されている。そして、便器本体10上部後端部に立設した枢支部と当該枢着部とを枢軸で回動自在に枢着することにより、前方に倒したとき便器本体10の開口周縁部に載置状態となり、便座20として機能する。

30

【0024】

便蓋30は、便器本体10の開口部をカバー可能な形状・サイズを有すると共に、その後端部に枢着部が形成されている。そして、前記枢支部と当該枢着部とを前記枢軸で回動自在に枢着することにより、便器本体10使用時には便蓋30を立てて便器本体10の開口部を開放し、不使用時には便蓋30を倒して便器本体10の開口部をカバーできるようにしている。

【0025】

本考案の特徴である物品搭載用蓋40は、便蓋30の全体を覆うようなサイズ及び形状の平面体（パネル体）であると共に、その後端部には枢着部が形成されている。ここで、サイズは、横幅に関しては、トイレ室の横幅を最大幅として便蓋の横幅以上の横幅が好適であり、奥行きに関しては、便蓋の奥行きより大きい奥行きが好適である。尚、サイズをどの程度にするかは使い勝手や搭載対象物品のサイズに応じて決定する。物品搭載用蓋40は、平面的な形状の物のみならず、凹面状の形状をその表面に有する物品搭載用蓋（図2）や、波状の形状をその表面に有する物品搭載用蓋（図3）、さらには、平面状部分（図中のb）と凹面状部分（図中のa）の形状の組み合わせを有する物品搭載用蓋（図4）を採用することができる。そして、前述した便座20及び便蓋30と同様、当該枢着部は、便器本体10上部後端部に立設した枢支部と枢軸で回動自在に枢着されている（この機構に関しては後述する）。そして、物品搭載時には、便座20及び便蓋30が閉じた状態で、物品搭載用蓋40を倒して便蓋30と接触させる（図6参照）。その結果、平面体構

40

50

造のものが略水平状態となるため、物品をその上に搭載しても安定的に保持できる状況が構築されると共に、便蓋 30 と接触状態にあるため、物品が重い物であった場合であっても、物品搭載用蓋 40 と便蓋 30 とが協同して当該物品を支持する状況が構築される。

【0026】

ここで、物品搭載用蓋 40 は、上面側（物品搭載面側）には物品の落下を防止するための物品落下防止手段 42 と、裏面には情報媒体を固定可能な情報媒体固定手段 44 とを有している。以下、これら手段を詳述する。

【0027】

まず、物品落下防止手段 42 は、物品搭載用蓋 40 の上面をトレイ状に形成、即ち、物品搭載用蓋 40 の周縁部を中央領域よりも高く形成するように構成されている（図 3 参照）。尚、物品落下防止手段 42 は、物品の落下を防止する機能を奏する限りどのようなものであってもよく、例えば、物品搭載用蓋 40 の上面を平面状に形成し、その上面の少なくとも一部に突起部を設けるように構成してもよい（図 8 参照）し、物品搭載用蓋 40 の表面が滑りにくい加工を施したり材質を用いたりするように構成してもよい。

【0028】

次に、情報媒体固定手段 44 は、物品搭載用蓋 40 の裏面に設置された、情報媒体を固定可能な枠体からなる（図 7 参照）。そして、情報媒体を固定するに際しては、図 4 に示すように、物品搭載用蓋 40 を直立状態とし、四つある枠体のうち上部枠体を外して挿入口を形成した後、当該挿入口から情報媒体を挿入する。ここで、挿入の際、左右の枠体にはガイド溝が挿入方向に形成されており、情報媒体はこのガイド溝中に介在しつつ下方まで挿入される。そして、完全に挿入された後、再び上部枠体を取り付けることにより、物品搭載用蓋 40 の裏面に情報媒体が設置される。尚、情報媒体固定手段 44 は、情報媒体の固定機能を奏する限りどのようなものであってもよく、例えば、物品搭載用蓋 40 の裏面に情報媒体がネジ止めで固定可能となるように構成したり（図 9 参照）、情報媒体の裏面に粘着層が形成されている場合には当該粘着層が接着可能な加工を物品搭載用蓋 40 の裏面に施したりそのような材質を選定するように構成してもよい。このように、物品搭載用蓋 40 の裏面に情報媒体が存在するので、物品搭載用蓋 40 が閉状態にあるときは、前述のように、当該物品搭載用蓋 40 の上面を物置台として機能させることができ（図 6 参照）、他方、物品搭載用蓋 40 が開状態にあるときには、当該物品搭載用蓋 40 の裏面を情報媒体（例えば広告掲示板）の提供媒体として機能させることができる（図 7 参照）。

【0029】

次に、便器本体 10 への物品搭載用蓋 40 の取り付け機構について詳述する。前述したように、当該枢着部は、便器本体 10 上部後端部に立設した枢支部と、枢軸で回動自在に枢着されている。より詳細には、図 1 に示すように、物品搭載用蓋 40 の後端部略中央に当該蓋と一体成形的に設けられた（当該蓋に固定手段を介して固定された）枢着部（左右の二部材から構成）を、便器本体 10 上部後端部に立設された枢支部（左右の二部材から構成）の外側に配する。この際、当該枢着部と当該枢支部とは、接触状態にあってもよいが、少なくとも物品搭載用蓋 40 の回動自在性を担保される程度の接触状態である必要がある。同じく、当該枢着部と当該枢支部とは、非接触状態にあってもよいが、当該枢着部と当該枢支部との間隔が余りに大きいと、便器本体 10 に取り付けられた際、物品搭載用蓋 40 のぐらつきが大きくなり好ましくない。次に、当該枢着部と当該枢支部とに設けられた孔を相互に整合させた後、図 5 に示すように、枢軸をこれらすべての孔（四個）を貫通させるように挿入する。その後、当該枢軸が外れないように反対側で脱離防止部材（例えばワッシャーを介してのネジ止め）を施し、取り付けが完成する。

【0030】

尚、本最良形態の取り付け機構は、脱離防止部材がネジ止めであり、当該ネジを外すことにより便器本体から物品搭載用蓋 40 を取り外すことができるので、本明細書にいう「着脱可能なタイプ」に相当する。但し、例えば枢軸をすべての孔に貫通させた後、溶接等により当該枢軸が外れないようにしたり、或いは、脱離防止部材を施した後にその外側に着脱不能なカバーを取り付けることにより、本明細書にいう「固定的なタイプ」としても

よい。尚、「着脱可能なタイプ」として、より着脱が容易な変更例を図10及び図11に示す。図7に示すように、この物品搭載用蓋40は、後端部に脱着式の取り付け機構を有する。ここで、当該取り付け機構は、上部を支点として左方向（図10における左方向）に移動可能な部材と、同じく上部を支点として右方向（図10における右方向）に移動可能な部材と、これら二つの部材を内側に付勢する図示しない付勢手段（例えばバネ）とから構成されている。そして、取り付け時には、これら部材を左右方向に広げ、便器側の取り付け部に係合させる（取り外し時には逆の操作を行う）。尚、前記付勢手段が存在していても、取り付け時に当該取り付け状態を維持できる場合（例えば、移動可能な部材が当該部材を支持している部材との摩擦力により当該位置を維持できる場合）には、当該付勢手段は不要である。

10

【0031】

尚、上述したように、本考案の技術的範囲は、上記最良形態に何ら限定されるものではなく、各種変更態様をも包含する。例えば、本最良形態では、便座20、便蓋30及び物品搭載用蓋40は、同一の枢支部に設けた枢軸を介して回動自在に枢着されるよう構成していたが、夫々（一部）が別々の枢支部に設けた枢軸を介して回動自在に枢着されるように構成してもよい。更には、本最良形態での物品搭載用蓋40の開閉は手動で行っているが、モーター等の駆動手段を用いることにより、例えば使用者のボタン操作に応じ、自動で開閉が実行されるように構成してもよい。

【図面の簡単な説明】

【0032】

20

【図1】図1は、本考案の最良形態に係る物品搭載用蓋を備えた洋式便器の斜視図である。

【図2】図2は、本考案の最良形態に係る凹面状の形状をその表面に有する物品搭載用蓋の断面図である。

【図3】図3は、本考案の最良形態に係る波状の形状をその表面に有する物品搭載用蓋の斜視図である。

【図4】図4は、本考案の最良形態に係る平面状部分と凹面状部分の組み合わせにかかる形状をその表面に有する物品搭載用蓋の断面図である。

【図5】図5は、本考案の最良形態に係る物品搭載用蓋を備えた洋式便器の斜視図である。

30

【図6】図6は、本考案の最良形態に係る物品搭載用蓋を備えた洋式便器の斜視図である。

【図7】図7は、本考案の最良形態に係る物品搭載用蓋を備えた洋式便器の斜視図である。

【図8】図8は、本考案の最良形態に係る物品搭載用蓋を備えた洋式便器の斜視図である。

【図9】図9は、本考案の最良形態に係る物品搭載用蓋を備えた洋式便器の斜視図である。

【図10】図10は、本考案の最良形態に係る物品搭載用蓋を備えた洋式便器の斜視図である。

40

【図11】図11は、本考案の最良形態に係る物品搭載用蓋を備えた洋式便器の斜視図である。

【符号の説明】

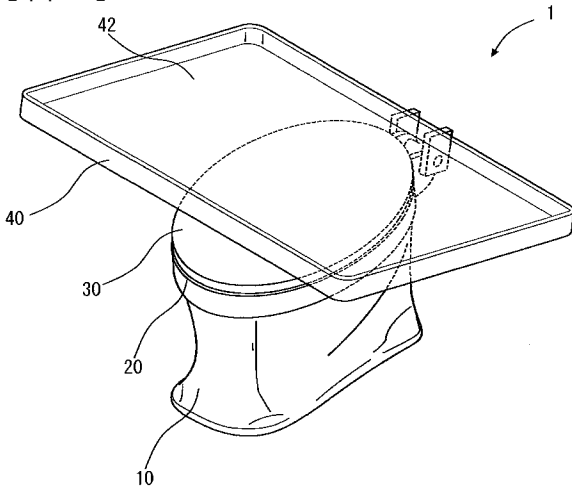
【0033】

- 1 洋式便器
- 10 便器本体
- 20 便座
- 30 便蓋
- 40 物品搭載用蓋
- 42 物品落下防止手段

50

4 4 情報媒体固定手段

【図1】



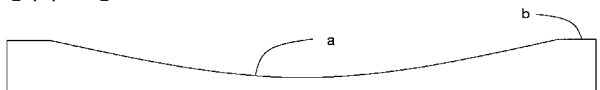
【図2】



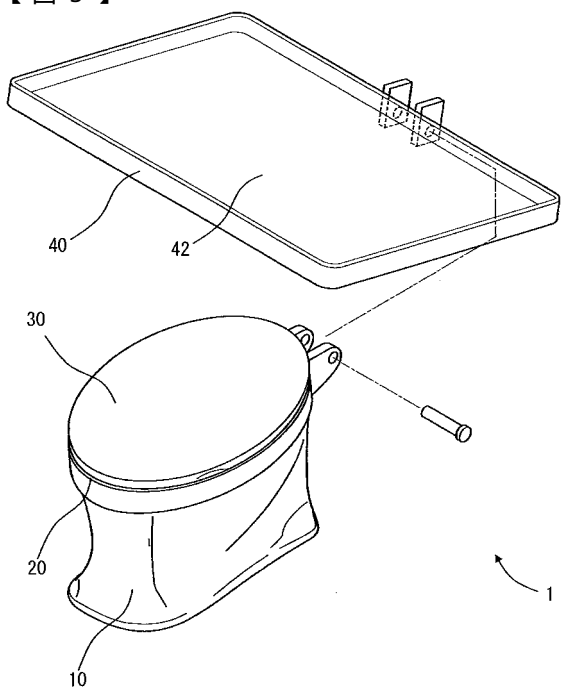
【図3】



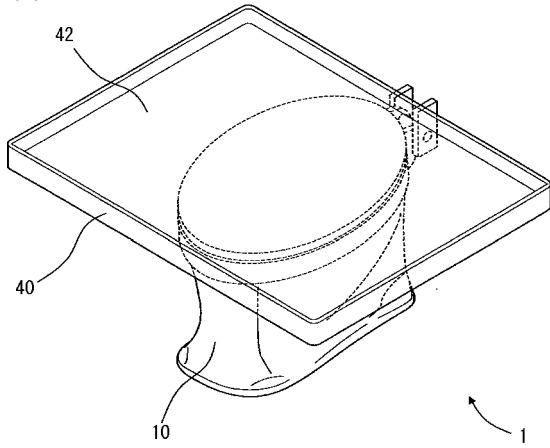
【図4】



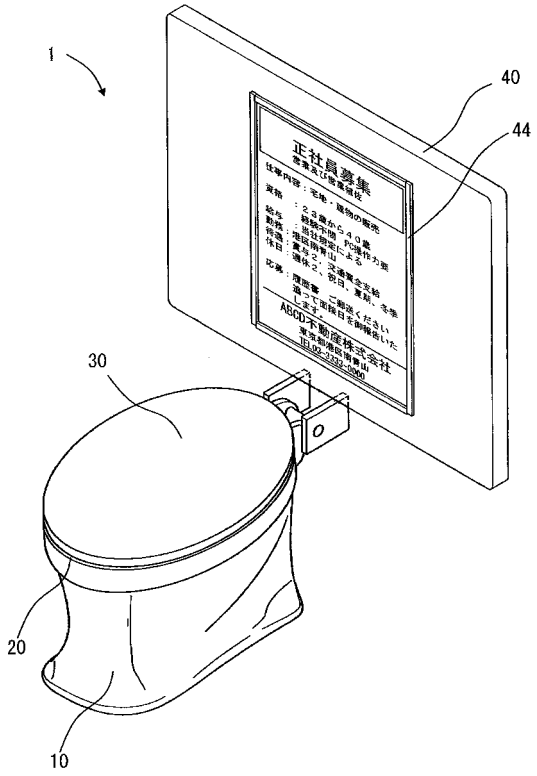
【図5】



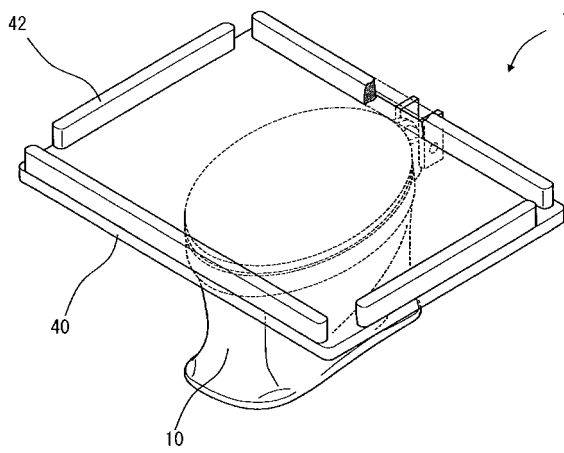
【図6】



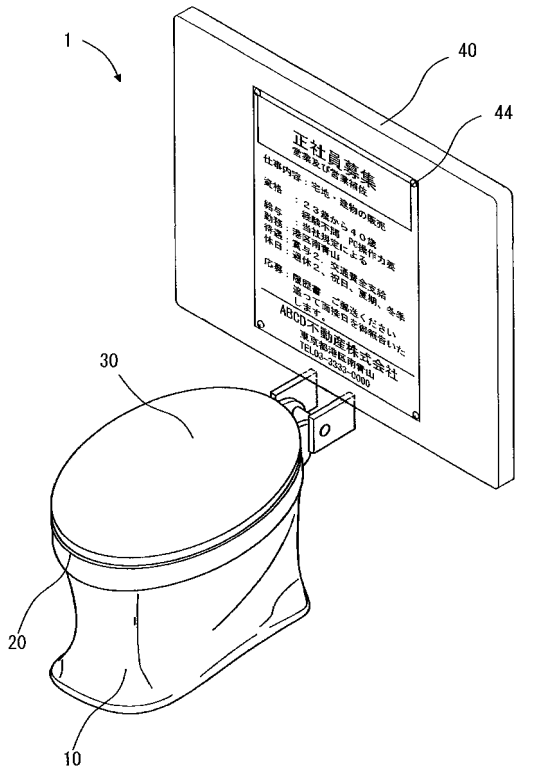
【図7】



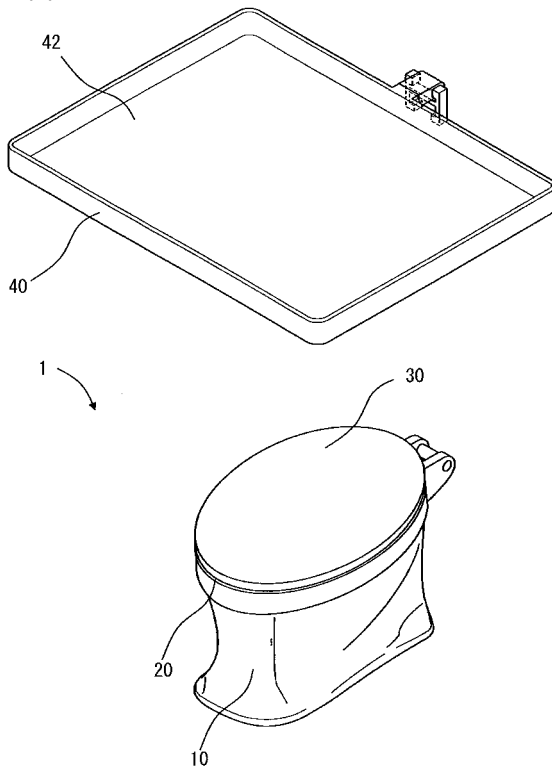
【図8】



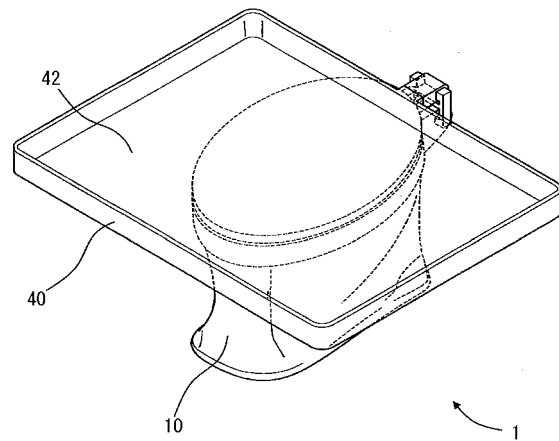
【図9】



【図10】



【図11】



【手続補正書】

【提出日】平成19年6月8日(2007.6.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】実用新案登録請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【実用新案登録請求の範囲】

【請求項1】

便蓋及び便座を有する洋式便器に取り付けるための物品搭載用蓋であって、前記便蓋上に開閉可能に取り付け可能な枢着部を有し、平面状、凹面状若しくは波状又はこれらの組み合わせに係る形状をその表面に有する、物置台としての物品搭載用蓋。

【請求項2】

前記蓋の物品搭載面の外縁に突起部を更に有する、請求項1記載の物品搭載用蓋。

【請求項3】

情報媒体を固定可能な枠体を裏面側に有する、請求項1又は2記載の物品搭載用蓋。

【請求項4】

前記洋式便器に対して着脱可能なタイプ又は固定的なタイプである、請求項1～3のいずれか一項記載の物品搭載用蓋。

【請求項5】

便蓋及び便座を有する洋式便器において、請求項1～4のいずれか一項記載の物品搭載用蓋を、前記便蓋上に開閉可能に備えた洋式便器。